



市県民税の申告期間は二月十六日から三月十五日までです。

申告は、所得証明書および納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

なお、各地区により、申告していただく日程が違いますので、別表をご覧ください。申告相談を受けてください。

申告をしていただく方

平成十一年一月一日現在、市内に住所のある方、または市内に住んでいる方で、次に該当する方
 ▼どなたの扶養にもなっていない方
 ▼所得がない世帯であっても、どなたかが必ず申告してください

次に該当する方は、確定申告をする必要がありますので必ず申告をしてください。

①事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得のあった方

申告は、正しく・お早めに 市民税・県民税の申告は2月16日～3月15日

② 給与のほかにも所得のある方や、給与と二か所以上から受けている方

③ 給与所得のみの方で次に該当する方

イ 勤務先から給与と支払報告書の提出を受けていない方

ロ 雑損控除・医療費控除を受けられる方

④ 平成十年中に退職した方

申告のときにお持ちいただくもの

● 印鑑・ハガキ(相談日を通じたハガキ)

ハガキが届かなくても申告義務があると思われる方は、申告相談日程表をご覧ください。最寄りの申告会場においでください。

● 平成十年中の所得がわかるもの

① 給与所得者は給与支払報告書
 または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間所得額)

② 営業所得者・不動産所得者などは、収支のわかる帳簿など、農業所得者の場合は耕作した作付面積のわかるもの

③ 生命保険料・個人年金保険料損害保険料などの控除証明書

④ 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの

⑤ 学生は、学生証明書が在学証明書

平成11年度所得税・住民税

申告相談日程表 (時間 9:30~16:00)

地区	申告会場	期日	申告対象地区
盛里	盛里地域コミュニティセンター	2月16日(火)	盛里地区全域
宝	宝地域コミュニティセンター	17日(水)	金井・中津森・厚原・平栗・加畑
		18日(木)	下大幡・上大幡・高畑
禾生	田野倉公民館 小形山集会所	19日(金)	田野倉全域
		22日(月)	小形山・大原
所得税	市役所大会議室	23日(火)	市内全域 税務署出張相談
禾生	禾生地域コミュニティセンター	24日(水)	四日市場・月見ヶ丘・川茂
		25日(木)	古川渡・井倉
東桂	東桂地域コミュニティセンター	26日(金)	鹿留(宮下・沖・古渡) 全域
		3月1日(月)	十日市場・蒼竜峡団地・境
		2日(火)	桂町・上夏狩・下夏狩
三吉	宮原自治会館	3日(水)	三吉地区全域
開地	大津集会所	4日(木)	開地地区全域
上谷	市役所税務課	5日(金)	田原1~4・川棚
上谷	〃	8日(月)	上谷1~6・上谷
中谷・下谷	〃	9日(火)	中央1~4・つる1~2
中谷・下谷	〃	10日(水)	つる3~5・羽根子 下谷1~4・下谷
全地区	〃	11日(木)	市内全域 (指定日に申告をされていない方)
		12日(金)	
		15日(月)	



※不明な点については、お問い合わせ先 税務課 市民税担当
 わせください。

所得税
税理士無料申告相談

日時 2月23日(火)
 午前10時~午後3時

場所 市役所 三階大会議室

▼相談においでになるときは、収入・経費のわかるものをお持ちください。